

○自動車の保管場所証明等に係る事務処理要領の制定について

平成19年1月23日

岩規制第43号警察本部長

〔沿革〕 平成28年3月岩規制第264号、令和3年3月第108号、4年2月第57号、6年7月第247号

各部長

首席監察官

各所属長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成19年1月29日から施行するので、誤りのないようにされたい。

なお、自動車の保管場所に係る事務処理要領の制定について（平成13年3月30日付け岩規制発第251号）は廃止する。

別添

自動車の保管場所証明等に係る事務処理要領

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「法施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「法施行規則」という。）に基づく、自動車の保有者に道路上の場所以外の場所を自動車の保管場所として確保させるための自動車保管場所証明、自動車保管場所変更届出及び保管場所標章交付等の事務処理については、法、法施行令及び法施行規則に定めるもののほか、この要領によるものとする。

なお、本要領で示す内容は、窓口申請及び電子申請の受理に伴う処理内容が重複する部分があることから、関連する項目及び本文において電子申請に関する内容を《 》で示す。

第1 申請等の受理基準

1 使用の本拠の位置が適用地域内にあり、自動車の保管場所の位置が自署管内にあること。

(1) 使用の本拠の位置

「使用の本拠の位置」とは、原則として、当該自動車の保有者その他当該自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合は、その住所又は住居、法人の場合は、その事務所の所在地をいう。この場合において「保有者の住所」とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

(2) 自動車の保管場所の要件

「保管場所」とは、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいい、法施行令に規定する次の全ての要件を備えているものであること。

ア 当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が2キロメートルを超えないものであること。

イ 当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

ウ 当該自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

(3) 申請等の種別ごとの適用地域と申請及び届出先については、下表のとおりである。《電子申請は、当面、登録自動車の新規登録に伴う保管場所証明申請に限定される。》

区分 ＼ 申請の種別	適用地域		申請及び届出 先
	登録自動車	軽自動車	
	全市町	盛岡市	
自動車保管場所証明申請（法第4条）	○	＼	自動車の保管

軽自動車の届出（法第5条）	＼	○	場所の位置を 管轄する警察 署
自動車保管場所届出（法第7条）	○	○	
保管場所標章交付申請（法第6条）	○	＼	
保管場所標章再交付申請（法第6条）	○	○	

(4) 平成12年6月1日当時に「村」であれば、市町村合併等により「市」又は「町」となっても適用地域とはならない。

2 保管場所証明の対象車両

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）を対象とする。

3 申請書類

《電子申請は、入力された内容を電子的に処理して、「申請書」として画面表示するものであり、申請書類の提出を受ける概念ではなく、保管場所標章交付申請書も存在しない。「使用権原書」「所在図」「配置図」はスキャナーによる読取りデータとして添付される。》

(1) 自動車保管場所証明申請及び自動車保管場所届出の場合は、保管場所標章交付申請が一体のものとして申請されることとなるが、自動車保管場所証明申請の場合は、自動車保管場所証明書を交付する時点で保管場所標章交付申請をさせるものとする。

(2) 申請書類及び添付書類は、下表のとおりである。

申請等の種別		申請書類	添付書類
自動車保管 場所証明申 請	新規登録	自動車保管場所証明申請書 2通 (法施行規則別記様式第1号)	○ 使用権原を有することを疎明する書面 ○ 所在図 ○ 配置図
	変更登録		
	移転登録		
自動車保管場所届出 (軽自動車の届出)		自動車保管場所届出書 1通 (法施行規則別記様式第2号)	○ 所在図 ○ 配置図
保管場所標章交付申請		保管場所標章交付申請書 2通 (法施行規則別記様式第3号)	＼
保管場所標章再交付申請		保管場所標章再交付申請書 2通 (法施行規則別記様式第6号)	＼

第2 電子計算機による処理

1 窓口で受理した自動車保管場所証明申請書等の取扱い

(1) 窓口で受理した自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書等は、申請内容の入力、自動車保管場所調査カードの出力、保管場所現地調査結果の入力、保管場所標章の印刷等を警察署に備える電子計算機により行うものとする。

(2) 窓口で受理した自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書等は、申請等の書面を「正本」とし、申請等の内容を入力し電子計算機に蓄積されるデータを「副本」とするが、共にその管理を徹底すること。

2 電子で受理した自動車保管場所証明申請の取扱い

(1) 電子で受理した自動車保管場所証明申請は、自動車保管場所現地調査、保管場所標章交付等の一部を除き電子計算機の活用により処理することとするが、警察署から岩手運輸支局に対する「自動車保管場所証明書に相当する通知」から、関連する岩手運輸支局システム、岩手県税務課システム等との一連の電子的連携が開始されるので、慎重かつ正確な処理に努めること。

(2) 電子で受理した自動車保管場所証明申請は、受信した申請データを「正本」とし、処理の過程で出力するデータ等を「副本」とするが、共にその管理を徹底すること。

3 電子申請による登録までの概要

(1) 電子申請は、インターネットを活用し、国土交通省ポータルサイトの申請画面により行われるものであり、一時的に国の中央システムで受信したデータを使用の本拠の位置で該当都道府県の警察システム通信サーバに振り分け、警察署端末に転送される流れである。

(2) 申請内容の確認、自動車保管場所現地調査等を経て、警察署から岩手運輸支局に対して「自動車保管場所証明書に相当する通知」を電子的に行い、その後、岩手運輸支局システム、岩手県税務課システム、マルチペイメントネットワークシステム（電子納付）等との電子的な連携により、納税、手数料納付等を経て登録に至るものである。

4 電子計算機活用要領の詳細

窓口申請及び電子申請の受理に伴う電子計算機での詳細な処理要領については、別途示す「操作説明書」によることとする。

第3 申請書類の受理

1 受理の基本

(1) 提出される申請書類は、当該申請に係る自動車1台毎に1件とする。ただし、自動車の保管場所を同一とする申請が同時に2件以上提出された場合は、使用権原書、所在図及び配置図は1件の申請書についてのみ添付させ、他の申請書については省略させることができる。《電子申請は、あくまでも1件毎の個別申請となる。》

(2) 行政書士が代理人として行う代理申請の場合は、申請者又は届出人からの委任による代理権の有無を確認するため、委任状又はその写しの提出を求めること。

(3) 当該申請に係る自動車の車台番号が未確定のため、申請書の車台番号欄が空欄のまま申請された場合は、有効なものとして受理すること。

(4) 車台番号が確定するまでの間は、自動車保管場所証明書の交付を行わないこと。《電子申請は、「自動車保管場所証明書に相当する通知」を電子的に岩手運輸支局に対して行うこととなるが、この場合も車台番号が確定してからとなる。》

2 受理番号

(1) 受理番号は12桁で、左端から1桁目を固定値1、2～4桁目を警察署コード、5～6桁目を西暦下2桁、7桁目を申請種別、8～12桁目を連番部とする。

(2) 申請種別及び連番部の体系

申請種別及び連番部は、次の体系とする。

ア 電子申請

(ア) 自動車保管場所証明申請 100001から199999

(イ) 保管場所変更届出 200001から299999

(ウ) 保管場所標章再交付申請 300001から399999

イ 窓口申請

(ア) 自動車保管場所証明申請 600001から699999

(イ) 保管場所変更届出 700001から729999

(ウ) 軽自動車新規届出 730001から789999

(エ) 軽自動車変更届出 790001から799999

(オ) 保管場所標章再交付申請 800001から899999

第4 申請書類等の審査

《電子申請は、登録自動車の新規登録に伴う自動車保管場所証明申請に限定され、入力された内容を電子的に処理して「申請書」として画面表示するものであり、訂正が必要な場合には、「補正通知」を電子的に行い訂正させることとなる。》

1 自動車保管場所証明申請書

(記載例)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	E-GS130	GS130-704430	長さ 469センチメートル 幅 169センチメートル 高さ 143センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	盛岡市内丸8番10号		
自動車の保管場所の位置	盛岡市内丸8番10号		
保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 盛岡東警察署長 殿			
〒020-9999 年 月 日 住所 盛岡市内丸8番10号 申請者 電話(019)653局0110番 (フリガナ) モリオカ タロウ 氏名 盛岡太郎			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長			

保管場所の所有者	自動車登録番号	申請内容	新規・代替(買い換え)・増車	連絡先	日本二郎
自己・他人・共有	岩手300す7777	代替等の場合は、旧車台番号の車体番号を記入する。 ()			653-1234

(1) 車名

当該車両の製造会社名を記載させること。

(2) 型式

ア 申請車両の型式を記載させること。

イ 申請された自動車の保管場所の適否を判断する基礎資料となることから、申請時において省略させることなく、確実に記載させること。

ウ 輸入外車等で型式が不明な場合は、空欄のままで受理すること。

(3) 車台番号

ア 申請車両の車台番号を記載させること。

イ 自動車保管場所証明申請時において車台番号が確定せず、空欄のままであっても、有効な申請として受理すること。

(4) 自動車の大きさ

申請車両の長さ、幅及び高さをセンチメートル単位で記載させること。

(5) 自動車の使用の本拠の位置

ア 申請車両に係る使用の本拠の位置を住民票等記載のとおり正確に記載させること。

イ 使用の本拠の位置は、住民票のほか公的領収書(電気、ガス、電話、水道等)により確認することができる。

ウ 使用の本拠の位置と認められない場合

【例】○ 割賦販売のため、自動車販売業者が当該申請に係る自動車の保有権を留保している場合、その自動車販売業者の所在地

○ 会社、事業所等法人保有の自動車については、社長等の代表者又は運転者の自宅(自宅が支社、営業所、出張所等である場合を除く。)

○ 勤務先の所在地

○ 車庫が独立している場合、その車庫の所在地

○ 家屋、社屋等の建設予定地

エ 持ち帰りの車両については、社有車であっても実質的に個人が使うものであれば、使用の本拠の位置

は個人の住所地である。

(6) 自動車の保管場所の位置

申請車両に係る自動車の保管場所の位置を特定できるように記載させること。なお、「県」「郡」の省略、「丁目」「番地」等の簡略記載は認める。

(7) 申請者等

ア 申請者の住所、氏名等を記載させること。

イ 保有者は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保有者をいうこととされている。よって、「保有者」とは、自動車の保有者その他自動車を使用する権限を有する者で、自己のために自動車の運行の用に供するものである。

ウ 法人等の場合は住所、氏名（法人名）のほか代表者の氏名を記載させること。

エ 県外等に本社（店）を有する法人の場合は、原則として使用の本拠の位置の責任者（支店長、営業所長等）を申請者とさせること。

オ 個人による申請の場合で、申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合は、権原書面（住民票、印鑑証明書等）による住所で申請させること。

カ 店と住所が別になっている商店の場合は、店で商用に使用する自動車の使用の本拠の位置は店である。

キ あて字、カタカナ名等の戸籍と異なる氏名での申請は訂正させること。

ク 申請者名と印鑑が一致していること。《電子申請では押印されない。》

ケ 申請者の住所については、「丁目」「番地」等を簡略記載したものでよい。

コ 氏名にはカタカナでフリガナを付けさせること。

サ 申請の宛先（警察署名）は、不動文字である「警察署長」の左側に記載させること。《電子申請は、自動的に記載される。》

シ ゴム版を使用する場合は、原則としてゴム版が用紙の不動文字と重複せず記載内容が容易に判明できること。《電子申請では適用しない。》

ス 申請日と受理日が同一であることは要しない。ただし、申請日は、閉庁日以外の業務日とすること。《電子申請では適用しない。》

(8) 欄外の記載

ア 自動車の保管場所の所有者

自動車保管場所証明書に添付する「自動車の保有者が当該申請に係る保管場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面」がどのようなものであるかを申請書により明らかにするため、該当するものに○又は□を付させること。

イ 自動車登録番号

申請者から申請のあった車両の登録番号が連絡された場合に記載すること。

ウ 申請内容

申請の内容を明確にするため、該当するものに○又は□を付させること。

エ 連絡先

保有者が、保有者本人以外の者の協力を得て自動車保管場所証明に係る申請をするにあたり、申請書及び添付書類の内容について、その保有者に協力した者と連絡をとる必要がある場合に当該連絡を円滑に行うため、その者の氏名及び電話番号を記入させるものであり、具体的にはディーラー、行政書士等が記載されることとなる。

2 自動車保管場所届出書《電子申請では適用しない。》

(記載例)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
トヨタ	E-GS130	GS130-704430	長さ	469センチメートル
			幅	169センチメートル
			高さ	143センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	盛岡市内丸8番10号			
自動車の保管場所の位置	盛岡市内丸8番10号 (変更前 盛岡市内丸10番20号)			
上記の事項について届出をします。				
盛岡東警察署長 殿			年 月 日	
申請者			〒020-9999	
			住所 盛岡市内丸8番10号	
			電話 (019) 653局0110番	
			(フリガナ) モリオカ タロウ	
			氏名 盛岡 太郎	

保管場所の所有者	自動車登録番号	申請内容	新規・代車(買い換え)・増車	連絡先	日本二郎
自己・他人・共有	岩手300す7777	代車等の場合は、旧使用車両の車台番号を記入する。 ()			653-1234

(1) 新規・変更届出

ア 届出の内容により、新規又は変更の該当するものに○又は□を付させること。

イ 「新規」に該当する場合

(ア) 軽自動車を新規に運行の用に供する場合

(イ) 運送事業用自動車(軽自動車)が運送事業用自動車でなくなり、かつ、運行の用に供する場合

ウ 「変更」に該当する場合

(ア) 自動車保管場所証明書により証された保管場所の位置を変更した場合

(イ) 運送事業用自動車(軽自動車)が運送事業用自動車でなくなった際の届出に係る自動車の保管場所の位置を変更した場合

(2) 自動車の区分

ア 届出車両に係る自動車の区分について、登録又は軽の別により該当するものに○又は□を付させること。

イ 「登録」に該当する場合

道路運送車両法に規定する新規登録、変更登録及び移転登録の処分のために、自動車保管場所証明書を必要とする自動車である場合

ウ 「軽」に該当する場合

軽自動車である場合

(3) 自動車の保管場所の位置

ア 前期1(6)に準じて記載させること。

イ 自動車の保管場所の変更の場合、「変更」の欄には、変更前の自動車保管場所証明書で証された自動車の保管場所又は変更届出に係る自動車の保管場所の位置を記載させること。

(4) その他の事項

前記1に準じて記載させること。

3 保管場所標章再交付申請《電子申請では適用しない。》

(記載例)

保管場所標章再交付申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	E-GS130	GS130-704430	長さ 469センチメートル 幅 169センチメートル 高さ 143センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	盛岡市内丸8番10号		
自動車の保管場所の位置	盛岡市内丸8番10号		
再交付申請の理由	滅失	損傷	識別困難 其他 ()
私は上記の自動車の所有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。			
盛岡東警察署長 殿		年 月 日	
申請者		〒020-9999 住所 盛岡市内丸8番10号 電話 (019) 653局0110番 (フリガナ) モリオカ タロウ 氏名 盛岡 太郎	
第 号 保管場所標章番号通知書			
上記に記載された自動車に係る保管場所標章を通知します。			
保管場所標章番号 <input type="text"/>			
年 月 日 警察署長			

(1) 再交付申請の理由

ア 保管場所標章の滅失、損傷、又は識別困難等が再交付の対象であり、申請の理由について、該当するものに○又は□を付させること。

イ 法施行規則で定める次の場合も再交付の対象であり、その他欄の()に理由を簡潔に記載させること。

(ア) 当該自動車の保管場所標章が貼り付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分が取り除かれた場合

(イ) 保管場所標章の貼り付けが不完全になった場合

(ウ) その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

(2) その他の事項

前記1に準じて記載させること。

第5 添付書類の審査

《電子申請は、「使用権原書」「所在図」「配置図」等がスキャナーによる読取りデータとして添付されるので、審査の結果、訂正が必要な場合には、「補正通知」を電子的に行い訂正させることとなる。》

1 自動車の所有者が申請(届出)に係る場所を自動車の保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

(1) 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合

ア 保管場所使用権原疎明書面(自認書)を提出させること。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒 ()
住所

() 局 番

氏名

イ 固定資産証明を添付する場合は、自認書は必要としない。

(2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合

土地又は建物の管理者から借りていることを疎明する書面として、次に掲げるものを提出させること。

ア 駐車場賃貸契約書の写し

(ア) 申請者が契約当事者であること。

(イ) 表示されている物件の所在地と申請書記載の保管場所の位置が一致していること。

(ウ) 契約期間は、原則として申請時以降1箇月以上有効のものであること。

(エ) 契約書に当該車両の登録番号が記載されていることを要しない。

(オ) 契約書等が単年度契約のものであって、既に契約期間を過ぎているものであっても、契約書の内容から契約書の更新が行われていることが明らかな場合は、有効な契約書として扱うこと。

イ 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合、駐車場を賃貸している者であれば、通常有している駐車場の料金の領収書等

ウ 保管場所使用承諾証明書

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用者	〒 () 住所 () 局 番
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。	
	年 月 日 〒 () 住所 () 局 番 氏名

(ア) 賃貸借契約書が作成されている場合は、その賃貸借契約書（写）をもって保管場所使用承諾証明書とすること。

(イ) 「保管場所の位置」「使用者の氏名又は名称」「使用者の住所」が申請書の記載内容と一致していること。

(ウ) 保管場所の使用契約は、「昼間のみ」「時間ぎめ」等のものでないこと。

(エ) 承諾書の住所、氏名等は、保管場所現地調査が容易にできるように正確に記載させること。

【例】○ 住所地の電話番号

○ 昼間不在の場合は、勤務先（連絡先）の電話番号

(オ) 承諾権原を有する者が多人数である場合は、原則として全員の承諾が必要である。ただし、次の場合は、承諾権原があるものと認めること。

【例】○ 納税義務者として指定されている場合の納税義務者

○ 共有地で組合等の組織がある場合の組合長等（代表者、管理者）

(カ) 契約が有効に成立し、重複無権原のものでないこと。

エ 団地の場合、管理者（経営者）等の使用承諾書

オ 団地住民等で駐車場を借りて使用している場合、駐車場管理規則等及び代表者等の使用承諾書

(3) その他

前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、次に掲げる書面を提出させることができる。

ア 地方公共団体（県営アパート等）、岩手県住宅供給公社等の公益法人等が、前記(1)(2)の権利関係を確認したときは、当該公益法人等の発行する確認証明書

イ 官公署の保有する自動車については、管理責任者の自認書（使用承諾書を準用する場合は「承諾」を「自認」と書き換える。）

ウ 法人の申請の場合で、本社所有の土地、建物を保管場所として支社が申請する場合は、固定資産証明書又は使用承諾書（「承諾」を「自認」と書き換える。）

2 保管場所の所在図

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

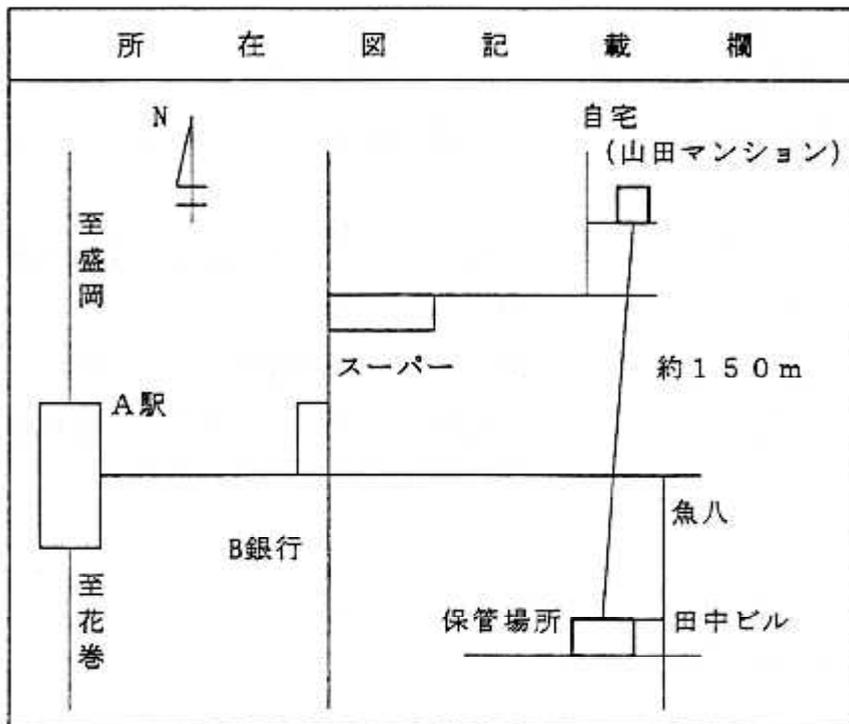
(1) 手書きの場合は、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。

(2) 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物が確認できるものであれば市販等の地図の写しでもよいこととし、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記するほか、距離が確認しやすいように当該自動車の使用の本拠の位置を中心とした半径2キロメートルの円を赤色で図示させること。ただし、小縮尺で半径2キロメートルの円を記載できない場合は適宜の縮尺により図面上に自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記するほか、距離を記載させること。この場合、所在図記載欄に「別添地図のとおり」と記載させること。

(3) 使用の本拠の位置と保管場所の位置との間を結んで距離を記入させること。

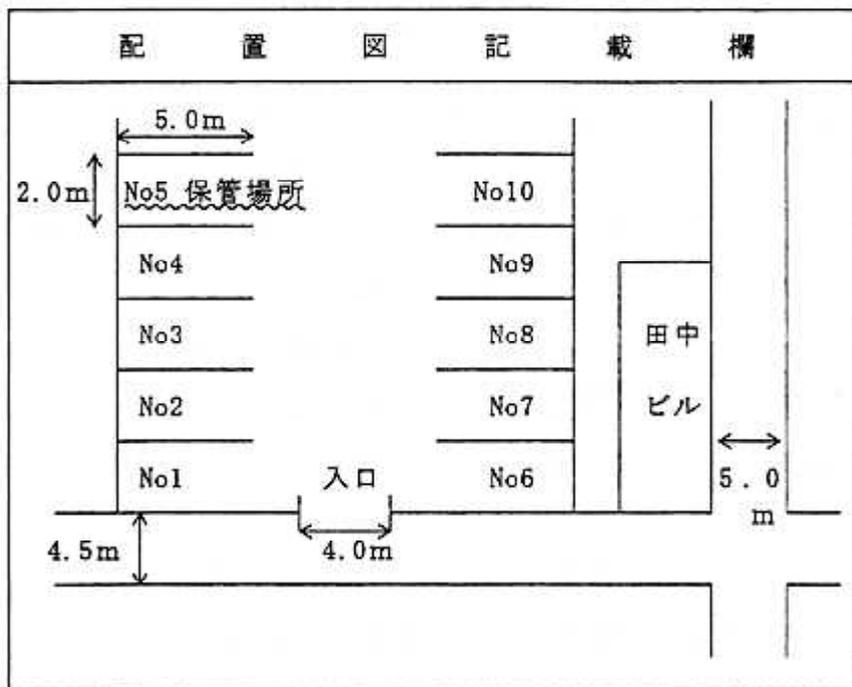
(4) 方位、距離については、調査員の迅速な調査を考慮し記載させること。

(5) 保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示させること。



3 保管場所の配置図

- (1) 当該保管場所及び当該保管場所の図面の建物、空地並びに道路を表示させること。
- (2) 保管場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記させること。
- (3) 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示させ特定させること。



第6 報告又は資料の提出

1 基本的な考え方

基本的には、申請書、届出書及び添付書面が整っており、必要事項が記入されていれば、申請・届出を受理することとなる。ただし、車庫飛ばし等違法な行為の疑いがある場合は、法の規定に基づき報告又は資料の提出を求め、その回答を得ることとするが、あくまでも相手方の協力によることが前提である。

2 報告又は資料の提出を求める書面

(1) 報告又は資料の提出を求める場合は、「報告・資料提出要求書」（様式第1号）及び「報告・資料提出回答書」（様式第2号）によること。

(2) 報告又は資料の提出を求める書面としては、次のものが考えられる。

ア 申請者・届出者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

(ア) 住民票の写し

(イ) 印鑑証明

(ウ) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等

イ 保管場所として使用する権原を有するか否かを確認するための書面

(ア) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し

(イ) 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

第7 保管場所の適否の判断基準

1 保管場所は、使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えないこと。

2 保管場所が商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等、他の目的に使用され、自動車の保管場所として使用できなくなるものでないこと。

3 保管場所が農地である場合は、農家が農業用施設、例えばトラック等の置場として使用する（トラックと乗用車を併用する場合を含む。）以外は農地法（昭和27年法律第229号）に抵触するため、農地転用許可を必要とする。

4 保管場所が道路以外の場所であり、申請に係る自動車の全体を収容することができるものであること。なお、道路には「一般交通の用に供するその他の場所」が含まれ、次に掲げる場所は道路と判断される。

(1) 私有地・公有地の別、社会通念上の道としての形態の有無にかかわらず、不特定の人や車両が自由に通行することができ、かつ、交通の実態がある場所

(2) 行き止まりの道路であるが一般交通の用に供するため公開されている場所

(3) 団地内の私道に柵や鎖等を設けて車の出入りを禁止しているが一般交通の用に供している実態がある場所

5 保管場所に通じる道路が、当該自動車が行き止まりとなる支障のない構造、幅員を有し、通行の制限がなされていないこと。なお、車両制限令（昭和36年政令第265号）は道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路を規制の対象としており、私道は含まれない。

6 車両制限令に抵触する場合は、道路管理者の特殊車両通行許可（認定）を受けるよう指導し、許可（認定）証が交付されることが明らかなきときは、基準に適合するとみなすこと。

7 保管場所に通ずる道路については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止等の交通規制が行われていないこと。なお、交通規制に関しては次に掲げる内容を参考とすること。

(1) 交通規制の種類は、通行止め、車両通行止め、車両進入禁止、二輪の自動車以外の自動車通行止め、大型貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車等通行止め、指定方向外進行禁止、歩行者道路等が該当する。

(2) 道路管理者及び警察署長による一時的な交通規制で、短時間で解除される見通しのあるものは除く。

(3) 公安委員会が交通規制の対象から除外し、又は警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められることが明らかな場合は除く。この場合、自動車保管場所証明書交付時に通行許可の申請をさせ、違法な通行をさせないようにすること。

8 保管場所の出入口が交差点、曲がり角（道路が直角あるいはこれに近い急角度で屈折している場所をいう。）、踏切等の直近にあって、自動車の出入りが他の交通に支障を来す場所でないこと。交通量、道路幅員や見通し等の状況（交差点にあっては、信号機の有無等を含む。）について総合的に判断し、著しく他の交通の支障となる場合にあっては、保管場所として適さないこととなる。

9 他の法令により空地として指定され、又は空地を確保することが義務付けられている場所でないこと。

【例】○ 危険物（黄りん、金属ナトリウム、アルコール類等）の製造所の指定空地

○ 給油取扱所（ガソリンスタンド）にあっては、設計許可指令書により指定された給油取扱所空地

10 保管場所として不適当な場所であっても、必要な工事等を行うことにより適当な場所として認められるときは、工事の終了を待って判断すること。

【例】○ 植木、庭石の除去 ○ 無蓋側溝の蓋

11 違反建築物を保管場所とする保管場所証明申請の取扱い

(1) 違反建築物について、使用禁止又は使用制限を命じた旨の連絡を特定行政庁から受けた場合は、原則として、当該違反建築物を保管場所とする保管場所証明申請に対して、保管場所証明書を交付しないこととし、保管場所届出及び保管場所変更届出は、これを受理しないこととする。ただし、使用禁止又は使用制限に付けられている猶予期限が当該申請等から相当な期間がある場合には、個別に検討すること。

(2) 違反建築物については、使用禁止、使用制限等を求める行政指導を行った旨の連絡を特定行政庁から受けた場合は、申請者等に対して、当該保管場所が違反建築物であり、使用禁止等の措置が行われるおそれがあることを教示すること。

12 その他

(1) 実際には、保管する意思のない名目だけの保管場所でないこと。

(2) 保管場所証明書の交付直後に使用契約が解除されると認められる場所でないこと。

(3) 保管場所の土地、建物又は保管場所の使用をめぐる紛争があるため、当該場所について保管場所証明することにより、当事者に不公平な取扱いとなるおそれのある場所でないこと。

(4) 積雪、崖崩れ等のため、一時的に通行不能となっている道路については、通行可能なものとして取り扱うこと。

(5) 駐車場使用料金、内金、手付金等が支払われていないもの又は短時間に頻繁に使用承諾書が発行されている駐車場等については注意すること。

第8 申請書類等の受理の詳細

1 申請書及び届出書の受理

(1) 申請書及び届出書並びに添付書類

申請又は届出の種別に応じて受理することとなる書類等については、下表のとおりである。《電子申請は、入力された内容を電子的に処理して、「申請書」として画面表示するものであり、申請書類の提出を受ける概念ではなく、保管場所標章交付申請書も存在しない。「使用権原書」「所在図」「配置図」はスキャナーによる読取りデータとして添付される。》

\	受理申請		受 理 後 の 措 置
	申請書類	添付書類	
自動車保管場所 証明	○自動車の保管場所申請書 2通	○使用権原書 ○所在図 ○配置図	調 査 後 交 付
	保管場所標章交付申請書2通は証明 書交付時に申請させる		
自動車保管場所 届出	○自動車保管場所届出書 1通 ○保管場所標章交付申請書 2通	同 上	即 日 交 付
保管場所標章再 交付申請	○保管場所標章再交付申請書 2通	\	

(2) 申請又は届出の書類の不備その他の理由により受理できない場合は、記載事項の訂正を求めるなど適正な指導に努めること。《電子申請は、他署管内のものは「他署転送機能」を用いて転送することとなる。また、申請内容の不備等については「補正通知」として電子的に訂正を求めることとなる。》

ア 保管場所が他署管内のもの。

イ 添付書類等が不備なもの。

ウ 保管場所が書類上から明らかに不適正なもの。

(3) 記載漏れ、誤記脱字、その他申請又は届出の際に訂正できるものは、指導して訂正させること。《電子申請は、「補正通知」として電子的に訂正を求めることとなる。》

(4) 代理人による説明で納得できない場合は、直接申請者に照会すること。

(5) 申請又は届出を受理した場合は、その種別に応じ、「自動車保管場所証明・標章交付申請受理処理簿」(様式第3号)、「変更届出受理簿」(様式第4号)、「保管場所標章再交付申請受理簿」(様式第5号)に記載し、受理番号及び交付予定月日等を告知すること。

(6) 受理した申請書等は、収入証紙の消印を確実に行うこと。《電子申請は、電子的な現金収納となる。》

2 申請書及び届出書の訂正《電子申請では適用しない。》

(1) 申請書の記載事項を訂正する場合は、申請者等に訂正させ、訂正箇所を二重線等で取り繕わせること。なお、自動車保管場所証明書を交付する際は、その訂正箇所に警察署長の訂正証印を押すこと。

(2) 型式の訂正は原則として認めないこと。ただし、誤記、脱字等の単純な誤りであり、自動車の大きさに変更がない場合は訂正を認める。

(3) 交付後の訂正

交付後の訂正は原則として認めないこと。ただし、交付後に誤記、脱字等の単純な誤りがあることを認めた場合で、やむを得ないと認める場合は、交付後であっても訂正することができる。

3 使用承諾書の訂正

(1) 記載事項を訂正する場合は、使用承諾書の発行者に訂正させること。

(2) 「捨印」がある場合、申請者等による訂正は認める。

4 証明(交付)手数料(岩手県収入証紙)の徴収《電子申請は、電子的な現金徴収となる。》

(1) 手数料の徴収及び額については、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例(平成12年岩手県条例第17号。以下「手数料条例」という。)第2条に定めるとおりとする。

(2) 手数料の免除(手数料条例第4条)

警察署長は、次の一に該当する場合は、手数料を免除することができる。

ア 国又は地方公共団体に関し証明する場合

イ 生活保護を受けている者及びその者と同一世帯に属する者に対して証明を行う場合

ウ 身体障害者に対して証明を行う場合

エ 母子寮に入寮している者に対して証明を行う場合

(3) 手数料を免除する場合の措置

ア 申請者が身体障害者の場合には、身体障害者手帳の提示を求めて確認すること。

イ 手数料添付欄又は下部に手数料免除理由となるべきことの確認結果等を記載すること。

【例】○ 申請者は身体障害者であることを確認した。

○ 身体障害者手帳番号、生年月日、障害程度(級)、確認者氏名、印

(4) 消印は、内容を審査し、受理月日と同一日付をもって赤色スタンプを使用して押印すること。この場合、申請書の紙面と証紙の彩紋とにかけて鮮明に押すこと。なお、申請日と受理日が同一日付であることは要しない。

第9 保管場所の現地調査

1 現地調査

(1) 現地調査は「自動車保管場所調査員」が行うものとし、必要により、警察署長の指名する者に行わせることができる。

(2) 電子計算機に必要内容を入力し「自動車保管場所調査カード」(様式第6号)を出力して活用すること。

(3) 保管場所に立ち入るときは、調査員証等を提示するなどにより身分及び目的を明らかにして、関係者の了解を得てから行うこと。また、みだりに保管場所以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 自動車保管場所調査カード、申請書副本、使用権原書、所在図、配置図等を携行し、前記第7「保管場所の適否の判断基準」に基づき、保管場所の実態が申請書類の記載事項に合致しているか否かについて確認すること。

ア 現地調査は、単に保管場所に通ずる道路、保管場所の広さ、構造等外形的な調査だけでなく、保管場所の所有者、管理者等に面接して、使用承諾の有無等について確認すること。

イ 現地調査の結果、改善できるものは改善させ、改善できないものは却下の対象とすること。

ウ 現地調査の結果を自動車保管場所調査カードに記入して決裁を受けること。

エ 現地調査の結果、保管場所の確保について、疑いがある場合は、関係者に照会するほか必要により再調査を行い、明らかにすること。

(5) 現地調査を委託する場合の要領は、別に定める。

2 現地調査の省略

次の場合は、現地調査を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体及び公共企業体等からの申請で、当該保管場所の確保が確実に認められるとき。

(2) 自動車保管場所証明書を紛失したため、使用できなかった場合で、前に保管場所とした同一自動車を再び保管場所として同一内容の申請書を提出したとき。

(3) 車台番号、住所等の誤記入により再申請された場合で、同一自動車を再び前に申請した保管場所として同一内容の申請書を提出したとき。

第10 保管場所証明及び保管場所標章の交付等

1 申請又は届出の交付書類

申請又は届出の種別に応じて交付することとなる書類等については、下表のとおりである。《電子申請は、登録自動車の新規登録に伴う保管場所証明申請に限定され、「保管場所証明書に相当する通知」を岩手運輸支局に対して電子的に行うものである。》

\	交付書類	交付時期
自動車保管場所証明申請	自動車保管場所証明書 1通	保管場所を調査後交付する。
	保管場所標章番号通知書 1通	証明書を交付する時点で申請させ、証明書と同時に交付する。
	保管場所標章 1枚	
自動車保管場所届出	保管場所標章番号通知書 1通	届出を受理した時点で交付する。(即日)
	保管場所標章 1枚	
保管場所標章再交付申請	保管場所標章番号通知書 1通	届出を受理した時点で交付する。(即日)
	保管場所標章 1枚	

2 交付時期等

(1) 自動車保管場所証明書に係る保管場所標章の交付

自動車保管場所証明書に係る保管場所標章については、自動車保管場所調査員が申請された保管場所を現地調査し、保管場所として適しているという調査結果に基づいて、決裁を受けてから保管場所標章を作成し、自動車保管場所証明書を交付する際、保管場所標章交付申請書を提出させ、内容を審査した後に受理し、自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書及び保管場所標章を同時に交付すること。その際の審査・訂正要領及び受理については、第4「申請書類等の審査」及び第8「申請書類等の受理の詳細」によるものとする。

(2) 通知書及び保管場所標章の交付

ア 自動車保管場所届出がなされたときは、明白に無効な場合は届出を受理しないこととなるが、届出書と添付書類が整っており、かつ、これらに必要な内容が記載されていれば受理し、保管場所標章番号通知書1通と保管場所標章を交付すること。《電子申請では適用しない。》

イ 保管場所標章再交付申請がなされたときは、旧システムで保管場所標章番号を検索し、保管場所番号通知書1通と保管場所標章を交付すること。《電子申請では適用しない。》

ウ 《電子申請の受理に伴う保管場所標章交付の際には、法施行規則に定める「保管場所標章番号通知書」を出力し、保管場所標章と併せて交付すること。》

保管場所標章通知書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	E-GS130	GS130-704430	長さ 469センチメートル 幅 169センチメートル 高さ 143センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	盛岡市内丸8番10号		
自動車の保管場所の位置	盛岡市内丸8番10号		
〒020-9999 住所 盛岡市内丸8番10号 申請者 電話(019)653局0110番 氏名 盛岡太郎			
<p>第 号 上記に記載された自動車に係る保管場所標章番号を通知する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50%; margin: 0 auto; padding: 5px;"> 保管場所標章番号 </div> <p style="text-align: right;">年 月 日 警察署長</p>			

(3) 車台番号関係

自動車保管場所証明申請書の受理時に車台番号が空欄であっても、保管場所証明は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであるから、保管場所証明に係る申請及び保管場所標章の交付に係る申請書の車台番号の欄の記入は必須のものであり、車台番号が特定され、記入されない限り保管場所証明書、保管場所標章及び通知書は交付しないこと。

3 保管場所標章の作成

(1) 保管場所標章番号

保管場所標章番号は9桁で、左端から1～2桁目を西暦下2桁、3～8桁目を第3の2(2)の申請種別及び連番部と同数、9桁目を再交付回数とする。

(2) 保管場所標章の表示方法の教示

ア 保管場所標章の表示は、自動車の後面ガラスに、保管場所標章に印字された事項が後面から見やすいように表示させること。

イ 当該自動車に後面ガラスがない場合、当該自動車の後面ガラスに貼り付けた場合において保管場所標章に印字された事項が後方から見るのが困難である場合（トラック等で後面ガラスはあるが、自動車が幌で覆われているような場合等）、その他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスに貼り付けることが適当と認められない場合（後面ガラスの内側前面は熱線が張り巡らされており、かつ、後面ガラスの外側前面にリアワイパーブレードが当たる場合等）にあつては、当該自動車の車体の左側面に保管場所標章に印字された事項が見やすいように貼り付けるようにさせること。

4 保管場所証明書等の交付手続き

(1) 証明月日及び通知月日は決裁日とし副本にも記入しておくこと。《電子申請では適用しない。》

(2) 文字の訂正箇所には、警察署長印を押印し訂正すること。《電子申請では適用しない。》

(3) 正本を交付すること。《電子申請では適用しない。》

(4) 正本に警察署長印を押印すること。《電子申請では適用しない。》

(5) 正本と副本を契印すること。契印の上部は副本、下部は正本とすること。《電子申請では適用しない。》

(6) 受領確認簿（様式第3号の1）に、受領者を明らかとしておくこと。

なお、受領確認簿は申請種別毎に分冊して保管できることとする。

(7) 証明後1箇月を経過した自動車保管場所証明書は、岩手運輸支局において、当該自動車を登録するに際し、有効な自動車保管場所証明書として受理されないことを教示すること。《電子申請では適用しない。》

5 保管場所証明書の再交付

(1) 再交付は認めないこと。

(2) 紛失、汚損したため再交付を受けたい旨の相談があつた場合は、新規申請として取り扱うこと。

(3) 証明後1箇月を経過したことにより再度申請する場合は新規申請として取り扱うが、前回提出し有効期間内にある権原書は、複写添付しても差し支えない。

第11 申請の却下処分等

1 申請却下

申請書類の審査及び現地調査の結果、申請に係る場所に自動車保管場所が確保されていることが認められない場合は、当該証明の申請を却下とし、申請者等にその理由を告げ、申請書の正本及び副本の右上部欄外余白に「却下」と朱書きし、正本を返却すること。《電子申請は、「証明不可登録」を行い、電子的に通知することとなる。》

(1) 却下する場合の決裁者は、警察署長とすること。

(2) 却下する場合、「保管場所証明却下台帳」（様式第7号）に登載するとともに、申請者等に「自動車保管場所却下処分通知書」（様式第8号）を交付すること。

(3) 申請書副本及び添付書類は、一括して別冊として保存すること。

ア 徴収した手数料（収入証紙）は還付しない。

イ 使用権原書、見取図、配置図は返却しないことができるが、返却する場合は、複写し申請書副本とともに保存すること。

2 審査請求の教示

保管場所証明の申請を却下する場合は、審査請求について教示すること。

3 弁解の聴取等

(1) 証明の申請を却下した場合は、弁解を聴取するほか、却下の原因となった事項が改善できるものである場合は、改善の上、改めて申請させるなど、納得される措置をとること。

(2) 審査請求の教示、弁明の聴取等は、努めて交通課の幹部が行うこと。

第12 報告等

1 収入証紙の収入額を翌月3日までに警察署会計事務主管課（係）に報告すること。《電子申請による現金収入については、交通規制課で調定作業等の会計関連事務を行う。》

2 保管場所調査員の調査件数を自動車保管場所調査件数月報（様式第9号）により、翌月5日までに交通規制課に報告すること。

第13 書類等の保存

簿冊のほか、申請書類等は、会計年度毎に確実に保存すること。

様式第1号

第 号
年 月 日

殿

岩手県公安委員会

報告・資料提出要求書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

報告事項	
提出資料	
報告・資料提出の期日	

- 備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答して下さい。
- 2 提出資料については、同封の報告・資料提出回答書に資料を添付して回答して下さい。
- 3 報告・資料提出回答書及び資料は、下記の連絡先まで、持参又は郵送して下さい。
- 4 報告・資料提出の期日までに回答をせず、又は虚偽の回答をした場合は10万円以下の罰金に処せられることがあります。

連絡先 〒 ()

警察署交通課 係
() 局0110番

様式第2号

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住所 〒 ()

電話 () 局 番

氏名

報告・資料提出回答書

報告事項・資料提出については、下記のとおり回答します。

報告事項	
資料提出	

保管場所標章再交付申請受理簿

受理月日	受理番号	申請者氏名	再交付申請理由	保管場所標章番号	自動車登録番号	取扱者欄
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			
			損傷・識別困難・その他（			

注 再交付事由は、当該項目を○で囲むこと。

様式第9号

自動車保管場所調査件数月報

月別	最終受理番号	保管場所証明受理件数				保管場所証明標準交付				軽自動車				警察署				取扱者	
		内訳		総数	内訳		総数	内訳		総数	軽自動車届出総数	標準交付件数		交付総数	翌月繰越件数(C)	委託省略件数(B)	翌月繰越件数(A)-(B)-(C)	調査件数	
		総数(A)	手数料徴収		手数料免除	手数料徴収		手数料免除	手数料徴収			手数料免除	前					月	
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
1																			
2																			
3																			
計																			

注1 受理件数については、当月最終受理番号から前月最終番号を記載したものを計上し、「総数(A)」と一致するものとする。
 2 「委託省略件数欄(B)」には、「自動車保管場所にかかる事務処理要領について第8の2の規定により、調査委託を省略したものを計上すること。
 3 翌月繰越分欄(C)には、調査未了のものを計上すること。
 4 軽自動車届出に係る標準再交付については、保管場所証明標準交付の再交付欄に計上すること。